

「包装及び包装廃棄物規則」(案)の概要

1. 本規則の目的等

(1) 本規則の目的

- 本規則の目的は、①包装に対する規制のアプローチが EU 加盟国毎に異なることがビジネスに不確実性をもたらし、新しい循環型ビジネスモデル等への投資減少につながることで、②包装の使用が増加すると低炭素循環型経済の発展が妨げられること等を踏まえ、EU 内の市場機能を改善しつつ、包装及び包装廃棄物の環境影響を軽減することにある。具体的な目的は以下のとおり
 - (i) 包装廃棄物の発生を減らすこと
 - (ii) 費用対効果の高い方法で包装の循環経済を促進すること
 - (iii) 包装へのリサイクル材の使用を促進すること

2. 本規則の主な規定の概要

(1) 本規則の適用範囲

- 本規則は、使用される材料、使用される場面にかかわらず、EU 内で上市される全ての包装及び包装廃棄物に適用され(2 条 1 項)、本規則を遵守する場合にのみ、EU 内で包装を上市することが許容される(4 条 1 項)

(2) 持続可能性に関する規定

ア. 包装に用いられる物質

- 包装に含まれる鉛、カドミウム、水銀、及び六価クロムの濃度は、全体で 100mg/kg を超えてはならない(5 条 2 項)

イ. 包装のリサイクル

- 全ての包装はリサイクル可能でなければならない(6 条 1 項)。以下に適合する場合はリサイクル可能とみなされる(同条 2 項)
 - ① リサイクルのために設計されていること
 - ② 適合性評価機関により個別に通知を受けていること

- ③ 他の廃棄物のリサイクル可能性に影響を与えることなく、定められた廃棄物処理の流れに分類されること
- ④ 得られる二次原料が一次原料を代替するのに十分な品質であるようにリサイクルできること
- ⑤ 大規模なリサイクルが可能であること

ウ. プラスチック包装のリサイクル

- プラスチック包装(医療機器に用いられる一部の包装を除く。)には、以下の類型に応じた割合のリサイクル材を含める必要がある(7条)
 - ✓ 2030年1月1日以降
 - ① 主成分としてポリエチレンテレフタレート(PET)で作られた包装：30%
 - ② PET以外のプラスチック材料で作られた包装(使い捨てプラスチック飲料ボトルを除く。)：10%
 - ③ 使い捨てのプラスチック製飲料ボトル：30%
 - ④ 上記①乃至③以外の包装：35%
 - ✓ 2040年1月1日以降
 - ① 使い捨てのプラスチック製飲料ボトルを除く包装：50%
 - ② 使い捨てのプラスチック製飲料ボトル：65%
 - ③ 上記①及び②以外の包装：65%

エ. プラスチック包装の堆肥化

- ティーバッグ、コーヒーカプセル、果物又は野菜に貼付されるラベル及び軽量のプラスチック製バッグ等は、本規則の効力発生日から24か月後までに堆肥化が可能な材質にしなければならない(8条1項)

オ. 包装の最小化

- 包装は、包装の材質を考慮して、機能を確保するために必要最小限の重量と体積になるように設計する必要がある(9条1項)
 - ✓ 製品の体積を増加させることだけを目的とした包装(二重壁、二重底等)等は禁止される(同条2項)

カ. 包装のリユース

- リユース可能な包装(当該包装と同じ目的で再び使用可能なもの)とみなされるための

要件は以下のとおり(10条1項)

- ① リユース又は詰替えを目的として考案、設計され、上市されていること
- ② 通常予測可能な使用条件下で、可能な限り多くの再使用を達成するために設計されていること
- ③ 包装に損傷を与えることなく内容物を取り出すことができること

(3) ラベル表示

- 消費者の選別を容易にするため、本規則の効力発生日から一定期間後までに、包装には以下の事項を記載しなければならない(11条)
 - ✓ (42か月後までに) その材料組成に関する情報(但し、輸送用の包装には適用されない。)
 - ✓ (リユース可能な包装の場合48か月後までに)包装のリユース可能性に関するラベル
 - ✓ (リユース可能な包装の場合48か月後までに)リユースのためのシステム、回収場所の有無等の包装のリユースに関する情報等を提供するQRコードその他のデジタルデータキャリア等

(4) 事業者課される義務

ア. 製造業者の義務

- 「製造業者」とは、(i)自らの名称又は商標で包装を製造する自然人若しくは法人、又は(ii)これまでにEUに上市されていない包装を自らの名称若しくは商標で製品の封入、保護、配送若しくは展示等のために使用する自然人若しくは法人を意味する(3条9号)
- 製造業者は、包装をEU内に上市する場合、以下の義務を負う(13条)
 - ✓ 持続可能性に関する要件(5条乃至10条)に従って包装を設計及び製造すること
 - ✓ 包装の表示に関する要件(11条)に従った表示を行うこと
 - ✓ 自社の名称又は登録商標、郵送先住所、及び(可能な場合)連絡先を包装又はQRコードその他のデータキャリアに表示すること等

イ. 供給業者に課される義務

- 「供給業者」とは、自らの名称又は商標で、製造業者に対し、包装又は包装材料を供給する自然人又は法人を意味する(3条11号)

- 供給業者は、製造業者に対し、製造業者が本規則に適合していることを実証するために必要な情報を提供しなければならない(14条1項)

ウ. 輸入業者に課される義務

- 「輸入業者」とは、EU市場にEU加盟国以外の国から包装又は包装された製品を流通させる、EU内に所在の自然人又は法人を意味する(3条12号)
- 持続可能性に関する要件(5条乃至10条)に準拠した包装のみを上市させること
- 輸入業者は、自社の名称又は登録商標、郵送先住所、及び(可能な場合)連絡等先を包装又はQRコードその他のデータキャリアに表示しなければならない

エ. 販売業者の義務

- 「販売業者」とは、サプライチェーンにおいて、包装又は包装された製品を市場で入手可能にする製造業者及び輸入業者以外の自然人又は法人を意味する
- 販売業者は、包装をEU市場に上市する場合、以下の要件を満たすことを確認する(17条2項)
 - ✓ 包装の表示に関する要件(11条)に従った表示が行われていること
 - ✓ 製造業者及び輸入業者が自らに課せられる一定の義務を遵守していること等

オ. その他の事業者の義務

(ア) 包装の空きスペースの上限

- 製造業者、供給業者、輸入業者、販売業者等の本規則に規定される事業者(以下「経済事業者」という。)は、グループ化された包装、輸送用の包装、及びインターネット通販の包装について、当該包装の容積と内容物の包装の容積の比率を40%以下にしなければならない(21条)

(イ) 特定の包装の使用の禁止

- 経済事業者は、「附属書V」に抵触する形式及び目的で包装をEU内に上市してはならない(22条)
 - ✓ 「附属書V」には以下の包装等が規定される

- ◇ 使い捨てのプラスチック製グループ包装(複数の商品をまとめて包装したもの)
- ◇ 生鮮果実や野菜用の使い捨てプラスチック包装等(ネット等)
- ◇ 使い捨てのプラスチック製プレート、カップ等

(ウ) 詰替え用の包装

- 経済事業者は、詰替え可能な製品を販売する場合、消費者に対して以下の事項を通知しなければならない(25条1項)
 - ✓ 詰替えに使用できる容器の種類
 - ✓ 詰替えの衛生基準
 - ✓ 詰替え容器の使用に関する消費者の安全と健康に係る責任

- 製造業者及び最終販売業者(消費者に直接製品を販売する者)は、EUにおいて、ビール、炭酸アルコール飲料、ワイン以外の発酵飲料、アロマワイン及びフルーツワイン、スピリット飲料、その他発酵飲料をEU内で販売する場合、以下の事項を保証する(26条4項)
 - ✓ 2030年1月1日以降：これらの製品のうち10%の製品は、リユース又は詰替えが可能な容器が用いられること
 - ✓ 2040年1月1日以降：これらの製品のうち25%の製品は、リユース又は詰替えが可能な容器が用いられること

- 製造業者及び最終販売業者は、EUにおいて、ワイン(スパークリングワインを除く)等を販売する場合、以下の事項を保証する(同条5項)
 - ✓ 2030年1月1日以降：これらの製品のうち5%の製品は、リユース又は詰替えが可能な容器が用いられること
 - ✓ 2040年1月1日以降：これらの製品のうち15%の製品は、リユース又は詰替えが可能な容器が用いられること

(5) プラスチック製買物袋の削減

- EU加盟国は、プラスチック製買物袋の消費を継続的に削減するための措置を講じるものとし、2025年12月31日までに、プラスチック製買物袋の年間消費量が1人当たり40枚又はそれに相当する重量を超えないこと、同年以降毎年12月31日までに持続的に削減を達成することを目標とする(29条1項)

(6) 包装廃棄物の管理

ア. 包装廃棄物の削減目標

- EU加盟国は、2018年の1人当たりの包装廃棄物の量と比較して、以下のとおり、段階的に包装廃棄物を削減するものとし(38条1項)、包装廃棄物の発生を防止し、環境影響を最小限に抑えることを目的とした措置を実施する(同条2項)
 - ✓ 2030年までに5%削減
 - ✓ 2035年までに10%削減
 - ✓ 2040年までに15%削減

イ. 製造者登録簿

- (i)EU加盟国は、包装及び包装廃棄物を管理するため、製造者登録簿を作成し、(ii)製造業者は、当該登録簿に登録される義務を負う(39条1項、2項)
 - ✓ 製造業者は、初めて包装をEUに上市する場合、各加盟国に対して登録のための申請書を提出する(同条2項)